

環境保全への取組の経緯

第1 環境関係の主な条例・計画等

1 環境関係の主な法令及び条例・規則等

地球温暖化の進行や廃棄物の問題、湖沼・河川の水質汚濁など、今日の環境問題は、私たちが豊かで快適な生活を追求し環境に負荷を与えてきたことが原因である。このように地球規模の問題から生活に身近な問題まで複雑多様化している環境問題の解決のためには、行政や企業、団体のみならず県民一人ひとりがそれぞれの立場で主体的な取組を重ねていくことが重要である。

県では、以下の条例により複雑化する環境問題に対応を図っている。

(1) 環境基本条例

8年6月に「環境基本条例」を制定し、現在から将来にわたる環境の恵沢の享受と維持、環境への負荷の少ない社会の構築、県民の総参加による行動、地球環境保全の推進を基本理念として掲げるとともに、県民、事業者、市町村及び県の役割、県の環境施策の基本的な枠組みを明らかにした。

(2) 生活環境の保全等に関する条例

近年の環境問題が、かつての公害型のものから、都市部の自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による河川の汚れなどの都市・生活型の課題に加え、化学物質による環境汚染など広範囲にわたってきたことから、工場等に対する規制を中心とした「公害防止条例」を17年3月に全部改正し、新たに「生活環境の保全等に関する条例」を制定するとともに、分かりやす

い条例体系とするため「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」及び「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」を分離して制定した。

(3) 霞ヶ浦水質保全条例

19年3月に工場等に対する規制を中心とした「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を「霞ヶ浦水質保全条例」に全面改正し、例外なき汚濁負荷削減を図るため、小規模な事業場への排水規制の適用、生活排水対策、農業・畜産業等が行う水質保全対策の徹底等を新たに規定した。

(4) 廃棄物の処理の適正化に関する条例

首都圏から排出される廃棄物が県内に不法投棄される事案が後を絶たない状況にあることや、首都圏の家屋解体業者等が自社処理と称して廃棄物処理法の許可対象とならない小型廃棄物焼却炉を設置する事例が増加している状況にあることなどから、19年3月に「廃棄物の処理の適正化に関する条例」を公布(19年10月施行)し、廃棄物処理法の許可対象とならない小規模な廃棄物処理施設への規制強化、不法投棄などの不適正処理を防止するための自社マニフェストの導入、施設設置に当たっての事前協議の義務づけなど、必要な措置を講じることとした。

その他主な環境関係の法及び条例・規則については、図表1-1のとおりである。

図表 1-1 主な環境関係の法及び条例・規則等

事項	国(法)	茨城県(条例・規則等)
環境一般	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本条例
典型七公害	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法 	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例 生活環境の保全等に関する条例 生活環境の保全等に関する条例施行規則
	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法 湖沼水質保全特別措置法 下水道法 浄化槽法 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 生活環境の保全等に関する条例 生活環境の保全等に関する条例施行規則 霞ヶ浦水質保全条例 霞ヶ浦水質保全条例施行規則 湖沼水質保全特別措置法の規定に基づき指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例

事項		国（法）	茨城県（条例・規則等）
典型七公害	土壌汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全等に関する条例 生活環境の保全等に関する条例施行規則
	騒音規制	<ul style="list-style-type: none"> 騒音規制法 道路交通法 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全等に関する条例 生活環境の保全等に関する条例施行規則
	振動規制	<ul style="list-style-type: none"> 振動規制法 道路交通法 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全等に関する条例 生活環境の保全等に関する条例施行規則
	地盤沈下対策	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水法 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全等に関する条例 生活環境の保全等に関する条例施行規則 地下水の採取の適正化に関する条例 地下水の採取の適正化に関する条例施行規則
	悪臭防止	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭防止法 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全等に関する条例 生活環境の保全等に関する条例施行規則
	公害防止組織	<ul style="list-style-type: none"> 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 	
	紛争処理	<ul style="list-style-type: none"> 公害紛争処理法 	
循環型社会	リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法 資源の有効な利用の促進に関する法律 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 特定家庭用機器再商品化法 家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 使用済自動車の再資源化等に関する法律 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境保全行動条例 地球環境保全行動条例施行規則
	廃棄物等の規制	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理の適正化に関する条例 廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 廃棄物処理要項 廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領 県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項

事項	国（法）	茨城県（条例・規則等）
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律 エネルギーの使用の合理化に関する法律 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境保全行動条例 地球環境保全行動条例施行規則
自然保護	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全法 自然公園法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全条例 自然環境保全条例施行規則 県立自然公園条例 県立自然公園条例施行規則
環境影響評価	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価条例 環境影響評価条例施行規則
化学物質	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全等に関する条例 生活環境の保全等に関する条例施行規則 化学物質適正管理指針

2 環境保全に関する計画の体系

本県では、9年に「環境基本条例」第9条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を長期的視点に立ち、総合的かつ計画的に推進するために「環境基本計画」を策定した。

その後、環境を巡る社会情勢に変化が見られ、地球温暖化対策の推進や循環型社会形成の推進、化学物質管理の推進、水質保全対策の推進など、本県としても対応すべき新たな課題が生

じたことから、本計画の見直しを行い、15年に、21世紀という環境の世紀にふさわしい新たな内容の計画として改定した。

また、環境基本計画の達成に向け、個別の分野でそれぞれ計画を策定している。

環境基本計画の概要・施策体系、及び環境基本計画の施策体系に基づいた、それぞれの分野での個別計画は、以下のとおりである。

(1) 環境基本計画

計画の趣旨

- 環境基本条例第9条に基づき、同条例の基本理念の実現に向けて、環境の保全と創造のための施策を長期的視点に立ち、総合的かつ計画的に推進。
- 概ね四半世紀後を展望した長期的な目標を掲げる。

計画期間

平成 15 年度から
平成 24 年度までの 10 年間

計画の基本目標

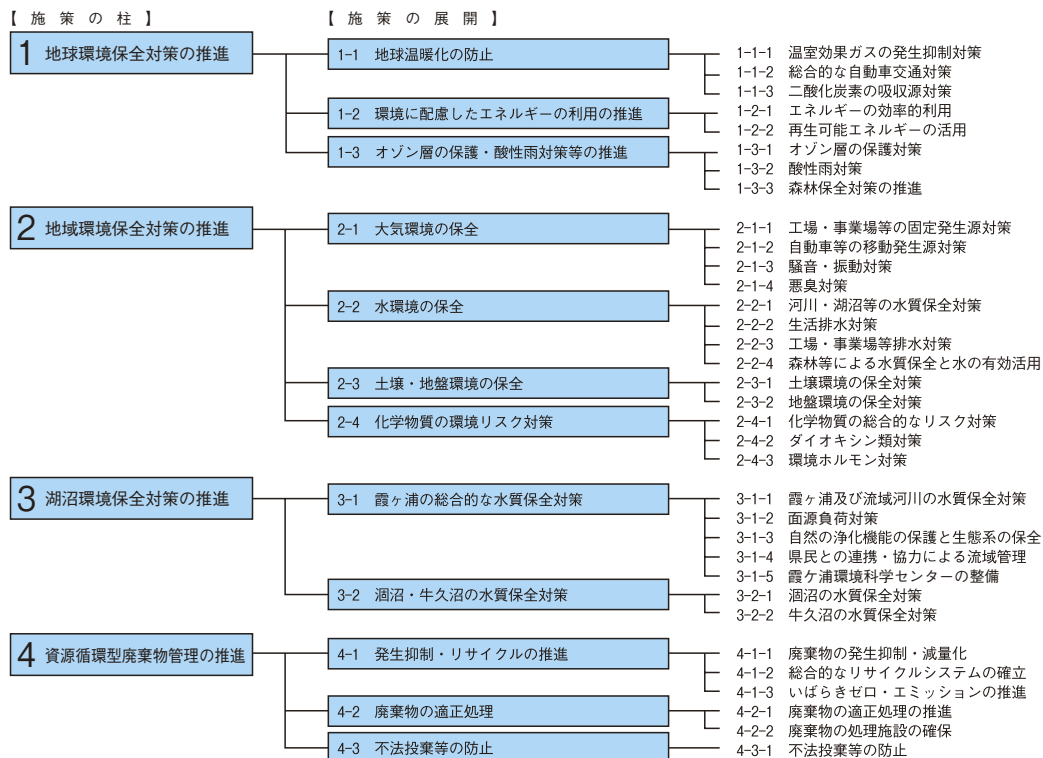
- 環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の構築
- 恵み豊かな自然との共生と快適な環境の創出
- すべての主体が参画する新たな社会の創造

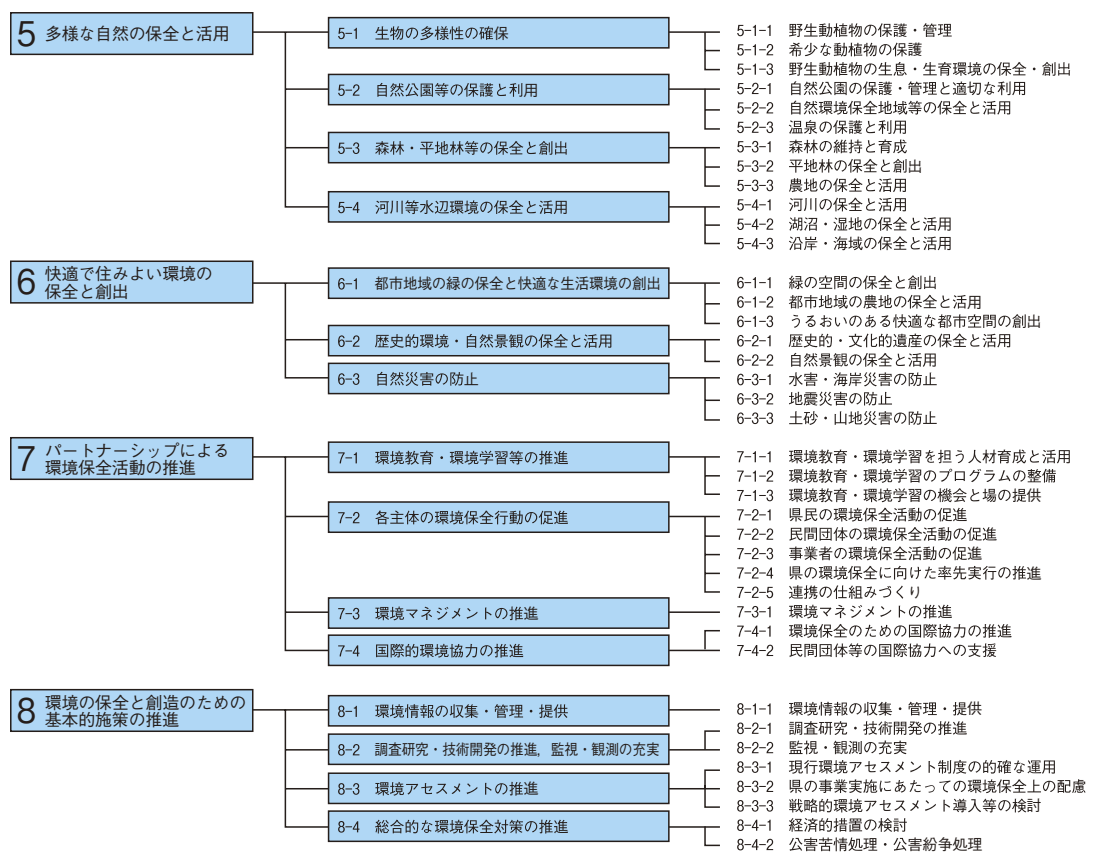
計画の特徴

- 計画の適切な進行管理を行うために「環境指標（136 個）」を定め、それぞれの目標を設定。
- 環境の保全と創造を図るためには、各主体の取り組みが重要であることから、県民、民間団体及び事業者に取り組んでもらいたい具体的な行動を「各主体に期待される取り組み」として記述。

環境基本計画における施策体系は、図表 1 - 2 のとおりである。

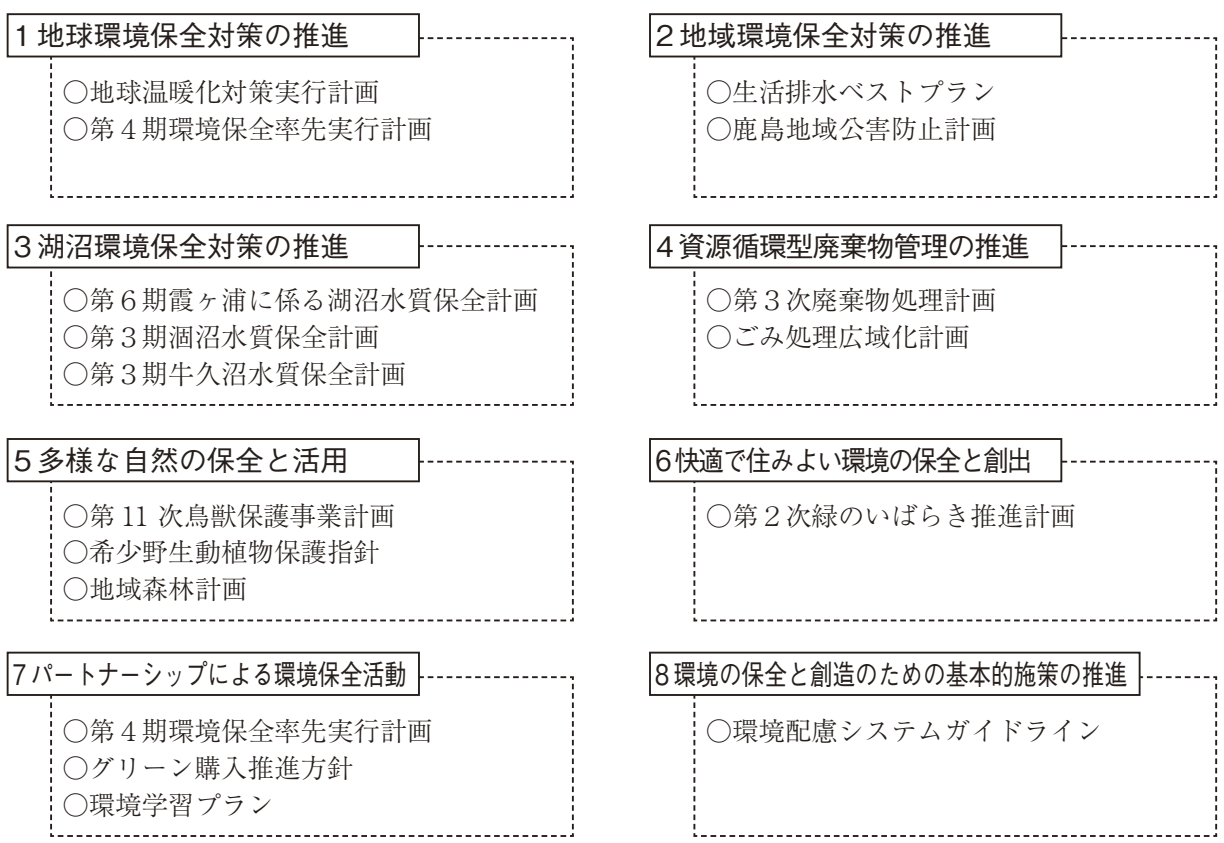
図表 1-2





(2) 環境基本計画の施策体系ごとの個別計画等

環境基本計画の施策体系ごとの主な個別計画等は以下のとおりである。



第2 地球環境保全対策の推進

地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題は、人類を含めた生物の生存に関わる問題であり、すべての主体が一体となって地球環境保全対策に取り組むことが重要である。

1 国際的な取組

1985年（昭和60年）のフィラハ会議による科学者の知見から国際的に地球温暖化への関心が高まり、1992年（4年）には国連で気候変動枠組条約が採択され、先進国が1990年代末までに温室効果ガス排出量を1990年（2年）レベルまで戻すための努力目標が定められた。

その後、1997年（9年）に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）では、温暖化防止に向けた具体的措置を盛り込んだ京都議定書が採択され、先進国は2008年（20年）から2012年（24年）まで（第一約束期間）の排出量を1990年（2年）比で少なくとも5%削減することで合意するとともに、国ごとの削減目標が定められた。その際、市場原理を活用して各国の削減目標を達成するための仕組み（京都メカニズム）が導入された。

京都議定書の第一約束期間が終了した後の国際的な枠組みづくりに向け、2008年（20年）の洞爺湖サミットでは、「世界全体の温室効果ガス排出量を2050年（62年）までに少なくとも50%削減する」ことで合意がなされるとともに、2009年（21年）にイタリアのラクイラで開催されたサミットの首脳宣言では、「先進国全体で、1990年（2年）または、より最近の複数の年と比して2050年（62年）までに80%または、それ以上削減するとの目標を支持する。」ことが示された。

そして、2009年（21年）、デンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15では、産業革命以前からの気温上昇を2℃以内に抑えることや、先進国は2020年までに削減すべき目標を提出することなどを盛り込んだ「コペンハーゲン合意」が作成され、2010年（22年）1月、各国から削減目標が提出された。

2011年（23年）、南アフリカのダーバンで開催されたCOP17では、京都議定書第二約束期間の設定に向けた合意がなされたが、我が国を含むいくつかの国は第二約束期間には参加しないこととなった。

2012年（24年）、カタールのドーハで開催されたCOP18では、2013～2020年を第二約束期

間として京都議定書が継続されることや、京都議定書に代わる2020年以降の新たな枠組みづくりに向けた作業計画が決定された。

2 国の取組

京都議定書以降の長期的な視点の温暖化対策として、2008年（20年）に「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、「2050年（62年）までに温室効果ガスを現状比60～80%削減する」との目標や、太陽光発電の導入拡大などの具体的な施策が盛り込まれた。

2010年（22年）1月には、前年の「コペンハーゲン合意」に基づき、「全ての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスを2020年（32年）までに1990年（2年）比で25%削減する」との目標が、国連に提出された。

同年3月には、京都議定書に続く次の目標として、「1990年（2年）比で2020年（32年）までに25%削減」「同比2050年（62年）までに80%の削減」を掲げた「地球温暖化対策基本法案」が閣議決定され、国会で継続審議となっていたが、2012年（24年）11月、廃案となっている。

また、2010年（22年）6月には、エネルギー政策基本法に基づく「エネルギー基本計画」が改定され、低炭素型のエネルギー需給構造への変革やエネルギーを基軸とした経済成長の実現を図るため、電源構成に占めるゼロ・エミッション電源比率の引き上げや、家庭部門のエネルギー消費から発生する二酸化炭素の半減などに取り組むこととされた。

しかし、2011年（23年）3月に発生した東日本大震災に伴う原発事故により、エネルギー・環境に対する我が国のあり方について抜本的な変革を迫られ、2012年（24年）9月、原発に依存しない社会の一日も早い実現やグリーンエネルギー革命の実現などを柱とする「革新的エネルギー・環境戦略」が決定された。

また、2012年（24年）7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まるとともに、同年10月には、化石燃料に課税する地球温暖化対策税が導入された。

なお、2013年（25年）5月に地球温暖化対策推進法が改正され、2013年以降の地球温暖化対策計画の案が地球温暖化対策推進本部において策定されることとなっている。

用語解説

地球環境問題

環境問題のうち、原因や影響が国際的に広がっているもの、又は、国際的な対策が必要なものをいい、通常、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、野生生物の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動及び開発途上国の公害問題の9つに分類される。

COP（気候変動枠組条約締約国会議）

Conference of Partiesの略。1995年3月にベルリンで気候変動に関する第1回締約国会議（COP1）を開催。2012年11月から12月にカタール・ドーハで開催された第18回締約国会議（COP18）には、195カ国・地域が参加。

3 本県の取組

地球環境問題を解決するためには、住民と直接つながる地方自治体の行動が重要である。

このため、本県においては、ローカルアジェンダ21として5年に「ごみ減量化行動計画」を、6年に「地球温暖化防止行動計画」及び「緑のいばらき推進計画」(16年3月改定)を策定するとともに、7年には地球環境保全行動の一層の促進を図るため「地球環境保全行動条例」を制定した。8年には「環境基本条例」を制定し、新たな環境政策の基本的な枠組みを示すとともに、9年には同条例に基づき環境の保全と創造に関する目標と施策展開の方向を示した「環境基本計画」を策定した。その後、環境行政を取り巻く社会情勢の変化に対応すべく同計画を15年に改定し、各種の環境施策を総合的・計画的

に推進している。

また、10年には、県自らが率先して環境に配慮した行動を実践するために「環境保全率先実行計画(県庁エコ・オフィスプラン)」を策定し、23年4月からは第4期計画により、温室効果ガスの排出抑制など環境に配慮した取組を一層推進している。

18年2月には、「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、「地球温暖化防止行動計画」を改定し、温暖化対策を推進してきた。

さらに、国において32年(2020年)までに温室効果ガスの排出を2年(1990年)比で25%削減するという目標が掲げられたことを踏まえ、23年を初年度とする「地球温暖化対策実行計画」を策定し、県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進を図っている。

第3 地域環境保全対策の推進

1 大気環境の保全

大気環境を悪化させる要因として、工場・事業場から排出されるばい煙や粉じん、自動車の排出ガスなどが挙げられる。

主な大気汚染物質である二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント等の11物質については、「環境基本法」等に基づき、生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで望ましい基準(環境基準)が設定されている。

光化学オキシダントの環境基準が未達成であることから、その原因とされている揮発性有機化合物や自動車排出ガスの規制強化がなされている。

さらに、微小粒子状物質(PM2.5)については、24年2月に「注意喚起のための暫定的な指針」が設定されている。

2 騒音・振動対策

騒音・振動は直接人間の感覚を刺激するため、感覚公害と呼ばれ、人体に対して感覚的、心理的影響を与えることが多く、生活環境を保全するうえで重要な問題であり、それぞれ苦情の対象となることが多い。

騒音は、^{*}典型7公害の中で大気汚染、悪臭に次いで苦情が多い。発生原因は、工場・事業場、建設作業の騒音が依然として大きな比重を占めている。

振動は、機械施設の稼働や車両の運行等によ

り発生し、騒音を伴うことが多い。発生原因は、騒音と同様に建設作業、自動車等の交通機関、工場・事業場に起因するものが多い。

3 悪臭対策

悪臭は、人の嗅覚により直接感じられるうえ、発生源が比較的身近にあることが多く、毎年、典型7公害の中では大気汚染に次いで苦情が多い。発生原因は、畜産農業に関するものが多く占めている。

4 アスベスト対策

天然の鉱物繊維であるアスベスト(石綿)は、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く丈夫で変形しにくいいため、建築材料をはじめ、様々な製品に使用されてきた。

一方、その繊維は極めて細く、軽いため飛散しやすく、人が吸入すると肺がんや悪性中皮腫などの原因となることから、アスベスト製品の製造・使用が禁止されているほか、「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などにより飛散防止措置が講じられている。

また、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が18年3月27日に施行されている。

用語解説

典型7公害

公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水質の底質が悪化するを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。この大気汚染から悪臭までの7種類の公害を、典型7公害といい、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音の環境基準が設定されているのをはじめ、典型7公害について、種々の規制基準が規定され、公害防止対策がとられている。

5 水環境の保全

河川の水質については、一部の中小河川では依然として改善が十分ではないため、工場・事業場に対し、排出水の適正処理等の指導を行うとともに、生活排水対策として、下水道の整備等を推進している。

また、湖沼については汚濁機構の解明に努めており、霞ヶ浦（北浦、常陸利根川を含む。以下同じ）、澗沼及び牛久沼については水質保全計画を策定し、総合的な浄化対策を推進している。

6 土壌・地盤環境の保全

鉱山等の影響による農用地の土壌汚染に対応するため、昭和45年12月に「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が制定された。

また、近年、有害廃棄物や化学物質などによる市街地の土壌汚染が懸念されたことから、15年2月に「土壌汚染対策法」が施行され、工場・事業所等の跡地において、汚染状況調査や浄化対策が講じられるようになったほか、22年4月からは土壌汚染のおそれがある土地の形質が変更される際、土壌汚染状況を調査させ、土壌汚染の拡大防止に努めている。

地盤環境においては、各種産業の発展、生活水準の向上等に伴い水需要が増大し、また深井戸さく井技術が発達したこともあり、さらに、

森林、水田等の減少や、都市化等の不浸透域の拡大も相まって地盤沈下が生じている。

本県の地盤沈下は、利根川の旧河道の沖積層を中心に県南・県西地域で続いているが、「地下水の採取の適正化に関する条例」などの揚水の規制、指導により、地盤沈下防止対策を推進している。

7 化学物質環境リスク対策

化学物質は、その利便性や科学技術の高度化により多種多様なものが生産され、工場・事業場等から日常生活まで、広く使用・消費・貯蔵・廃棄されている。

これら化学物質の中には、自然的には分解しにくいばかりか、生物の体内に蓄積されやすく、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのあるものもある。近年、ごみ焼却場から生成されるダイオキシン類による人の健康への影響や、内分泌攪乱化学物質、いわゆる環境ホルモンの影響によると思われる野生生物の生殖異常の報告などが社会的に大きな問題となるなど化学物質に対する県民の関心は高くなっている。

このような化学物質について、大気や水、土壌といった環境中の存在、人や生態系への影響などの実態把握に努めながら人や生態系へ有害な影響を及ぼすおそれを総体として低減（管理）対策を進めている。

第4 湖沼環境保全対策の推進

1 霞ヶ浦の概況

霞ヶ浦は、県南東部に位置し、湖面積220km²、流域面積2,157km²に及ぶ我が国第2位の大きさの湖であり、大小56の河川・水路が流入している。最大水深は約7m、平均水深約4mと非常に浅く水質汚濁が進行しやすい。昭和40年代半ば以降、流域人口の増加や社会経済活動の進展に伴い富栄養化による水質汚濁が進行し、利水や環境保全の面で様々な障害をもたらしてきた。

霞ヶ浦の富栄養化を防止し、環境保全を図るため、昭和57年に「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を施行し、同時に「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」を策定して、窒素・りん^{*}の流入の削減に努めてきた。

さらに、昭和60年12月には「湖沼水質保全特別措置法」に基づき霞ヶ浦が指定湖沼として指定され、昭和62年3月からは5期25年にわたり「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」に基づく浄化対策を実施し、24年3月には第6期計画を策定した。19年3月には、「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」

を「霞ヶ浦水質保全条例」として全面的に改正のうえ、19年10月より施行し、各種汚濁源に対する規制等の措置を総合的、計画的に推進している。

2 澗沼の概況

澗沼は、銚田市、茨城町及び大洗町の1市2町にまたがり、霞ヶ浦に次ぐ面積（9.35km²）を有し、那珂川の河口から澗沼川の下流部を通じて潮汐の影響を受け、平水時に約0.3mの水位変動がみられる汽水湖である。

主な流入河川は、澗沼川、澗沼前川、寛政川、大谷川、石川川で、流域面積は約439km²である。水深は、平均2.1m（最大6.5m）と浅く、流域面積に比べて湖容積（2千万m³）が小さいので、流域の影響を受け易い湖と考えられる。

利水については、釣りや観光等のレクリエーションの場やヤマトシジミ等の漁場に利用されている。

澗沼の水質保全に向けた各施策は、第3期澗沼水質保全計画（22年12月策定）に基づき、総合的かつ計画的に推進している。

用語解説

富栄養化

海洋や湖沼で栄養塩類（窒素、りん等）の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。

3 牛久沼の概況

牛久沼は県南部の龍ヶ崎市西部に位置し、古くから農業用水の水源として利用され、面積6.52 km²、平均水深1 m（最大3 m）、湖容積650万m³と浅く、小さい湖沼である。また、牛久沼には、谷田川、西谷田川など5河川が流入している。流域は4市（龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、つくばみらい市）にまたがり、近年、つくばエクスプレスの沿線開発など都市化の進展などにとともに、水質の悪化が懸念される状況である。

利水については、農業用水に加え、レクリエーションや親水の場として周辺の公園整備等が進んでいる。また、昭和40年代にはワカサギ、フナを中心に年間100t前後の漁獲量があったが、

現在は大幅に減少している。

牛久沼の水質保全に向けた各施策は、第3期牛久沼水質保全計画（25年3月策定）に基づき、総合的かつ計画的に推進している。

4 森林湖沼環境税活用事業の実施

霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の水質保全のため、20年度から森林湖沼環境税を導入し、下水道等への接続率向上対策や高度処理型浄化槽の設置促進対策などの生活排水対策、循環かんがいによる農地からの流出水対策、水環境保全に関する県民意識の醸成のため小中学生等を対象とした霞ヶ浦湖上体験スクール、アオコ対策など、様々な事業を実施している。

第5 資源循環型廃棄物管理の推進

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済システムに支えられてきた現在の豊かで便利な生活は、身近な環境問題、特に廃棄物問題を引き起こしている。このため、1人ひとりがライフスタイルを見直すことにより、持続可能な循環型社会を構築し、次の世代に良好な環境を引き継いでいく必要がある。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）は、昭和45年のいわゆる「公害国会」において、他の公害関係法とともに成立した。それまで市街地区域を中心とする汚物の処理を規定していた「清掃法」を全部改正し成立した廃棄物処理法は、経済社会活動の拡大等に伴い大都市圏を中心に膨大な産業廃棄物が排出されるようになり環境の汚染をもたらしていることなどを考慮して、①事業者の産業廃棄物の処理責任を明確にし、②産業廃棄物についての処理体系を確立する等現状に即した廃棄物の処理体系を整備し、③生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることが目的とされた。

しかしながら、廃棄物の発生量は高水準で推移し、改正された廃棄物処理法やその後制定された容器包装リサイクル法（7年6月）の導入でもそれほどの減量化効果がみられず、最終処分場の不足や不法投棄の増大など、廃棄物を取り巻く情勢は深刻な状況が続いた。

このため、国においては、12年6月に「循環型社会形成推進基本法」を始めとして、建設リサイクル法、食品リサイクル法の制定、廃棄物処理法の改正など6つの法律の制定、改正を行

い、既に制定されていた容器包装リサイクル法や家電リサイクル法を含めて、循環型社会に向けた基本的法体系を整備した。その後、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るために、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が制定され、17年1月から本格施行されている。さらに、小型家電に使用された有用金属の再資源化を促進するために「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が制定され、25年4月から本格施行されている。

本県では、従来から一般廃棄物の処理については、ごみ処理の広域化計画（10年）や、第1次ごみ減量化行動計画（5年）、ついで第2次計画（10年）を策定し、産業廃棄物の処理については、昭和50年に第1次計画を、次いで第2次（昭和55年）、第3次（昭和61年）、第4次（4年）、第5次（8年）と産業廃棄物処理計画を策定して、その時期における必要な各種施策を推進してきた。

さらに、12年に廃棄物処理法が改正されたのを受けて、本県が抱える廃棄物の諸問題に対し、適切に対処し循環型社会の形成を図るため、13年に第1次廃棄物処理計画（13年度～17年度）、17年度に第2次廃棄物処理計画（18年度～22年度）を定め取り組んできた。23年4月には、国の動向や、関係者の取組の進展等を踏まえ、環境と経済が調和した「循環型社会の形成」を進めることを基本理念とした、23年度から27年度を計画期間とする第3次廃棄物処理計画を策定した。

また、県内の産業廃棄物最終処分場の残余容

量が少なくなったため、笠間市福田地内に公共処分場「エコフロンティアかさま」を整備した(17年8月1日開業)。本施設は、安全性を優先した最先端の技術による最終処分場や溶融処理

施設等に加え、本格的な環境学習施設を備えており、廃棄物の減量化や様々なりサイクルに対応する、循環型社会の形成に向けた全国のモデル施設となるものである。

第6 多様な自然の保全と活用

本県の優れた自然の風景地の保護を図るとともに、快適な利用施設を整備して県民の保健・休養及び教化を図ることを目的とした自然公園については、自然的、社会的条件等の変化に鑑み、必要に応じて公園計画の見直しを進め、適正な保護管理と利用を促すため施設の整備を行ってきた。昭和26年から自然公園の指定を進め、現在、水郷筑波国定公園と9か所の県立自然公園があり、面積は90,896haと県土面積の14.9%となっている。

昭和48年には、国の「自然環境保全法」の制定を受けて、「自然環境保全条例」を施行し、同年、「自然環境保全法」及び同条例に基づいて設置された茨城県自然環境保全審議会の答申を経て、行政上保全すべき自然の範囲を定め、保全にあたっては、規制のみでなく、自然保護思想の普及啓発を含めた総合的な施策を推進するため、「茨城県自然環境保全基本方針」を定めた。

また、「自然環境保全条例」に基づき、優れた天然林を自然環境保全地域として、また市街地周辺の地域と一体となって良好な自然環境を形成している地域を緑地環境保全地域として指定を進め、これまでに78か所、759,23haを指定している。

自然公園や保全地域では、国定公園管理員や県立自然公園指導員、自然保護指導員を委嘱して、地域内の巡視や利用者に対する規制や利用者の案内などを行っている。

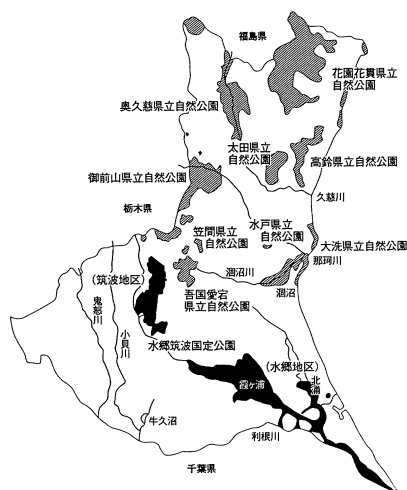
また、9年度には平地林をはじめとする緑の保全と活用を総合的に推進するため、「ふるさと茨城の森(平地林等)保全活用基本方針」を策定した。

このほか、6年度に地球環境にやさしい緑豊かな県土の創造をめざすため、「緑のいばらき推進計画」を策定し、15年度には、最近の社会情勢の変化を踏まえて、「第2次緑のいばらき推進計画」を策定した。

希少野生生物の保護を図るため、本県に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物について、8年度及び11年度に県版レッドデータブックを作成し、植物編については、24年度に改訂を行っている。また、15年度には、希少野生動植物の保護のあり方について基本的な考え方等を示した「茨城県希少動植物保護指針」を策定した。

鳥獣保護対策については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、「鳥獣保護事業計画」(5か年)に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、鳥獣と人間との共生を図るため鳥獣保護区等を指定した。

また、20年度に導入した森林湖沼環境税により「森林環境保全のための適正な森林整備の推進」、「いばらき木づかい運動の推進」、「県民協働による森林づくりの推進」の3つを施策の柱として、健全な森林づくりに取り組む。



自然公園名称	公園面積 (ha)	特別地域面積 (ha)
水郷筑波国定公園	31,801	31,019
水戸県立自然公園	300	0
大洗県立自然公園	2,543	1,116
太田県立自然公園	2,784	878
花園花貫県立自然公園	24,826	2,656
奥久慈県立自然公園	10,410	2,321
御前山県立自然公園	7,380	1,593
笠間県立自然公園	3,969	629
吾国愛宕県立自然公園	3,835	674
高鈴県立自然公園	3,048	3,048
合計	90,896	43,934

図表 1-3 県内の国定公園、県立自然公園の面積・位置